労災診療費算定実務講座

令和８年度



公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

変更

◆療養の給付請求書取扱料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト8頁

変更 療養の給付請求書取扱料

２,２００円

療養(補償)等給付たる療養の給付請求書

業務災害	様式第５号
通勤災害	様式第１６号の３

再発 ・・・ 算定不可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト9頁

変更 療養の給付請求書取扱料

２,２００円

ポイント①

転医始診 ・・・ 算定不可

療養(補償)等給付たる療養の給付を受ける指定病院等**(変更)届**

業務災害	様式第６号
通勤災害	様式第１６号の４

©2026 RIC All Rights Reserved

◆初診料

・初診料

・救急医療管理加算

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト10頁

初　診　料

３,８５０円

災害の発生につき 算定

他保険等で継続診療中に
労災保険の初診が行われた場合

➡ 初診料 ３,８５０円
算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト10頁

初 診 料

3,850円

災害の発生につき 算定

労災で継続診療中に

新たな労災保険の初診が行われた場合

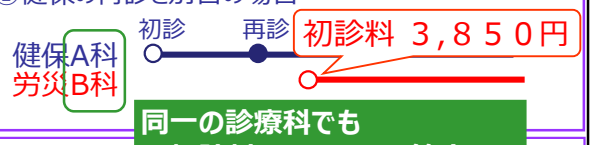
➡ 初診料 3,850円 算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１ テキスト10頁

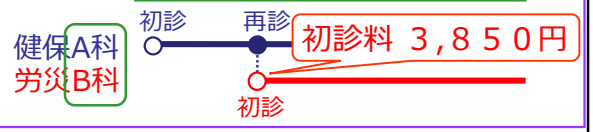
健康保険(Ａ科)で継続診療中に、別の診療科(Ｂ科)で行った 労災保険の初診料

①健保の再診と別日の場合



同一の診療科でも 初診料 3,850円算定可

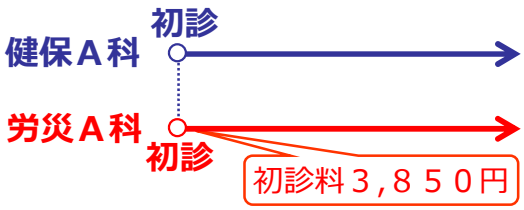
②健保の再診



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２ テキスト11頁

健康保険の初診(Ａ科)と同一日、同一の診療科で行った 労災保険の初診料



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例３ テキスト11頁

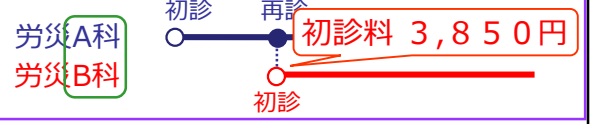
労災保険(A科)で継続療養中に行った新たな災害 に対する初診料 (別の診療科(B科))

①A科の再診と別日の場合



同一の診療科でも 初診料 3,850円算定可

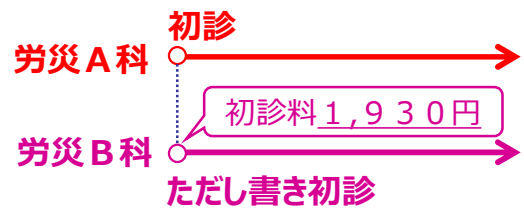
②A科の再診



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例5 テキスト12頁

労災保険の初診(Ａ科)と同一日に、同一災害の異なる傷病で行った労災保険の初診料（B科）



©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト13頁

救急医療管理加算

入院外　1,250円
入　院　6,900円（1日につき）
7日間を限度

初診時に救急医療を行った場合に算定

算定できない場合

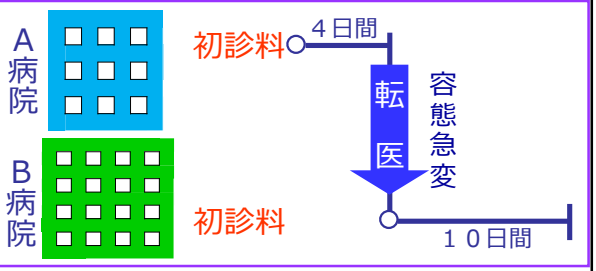
- 再発
- 症状が安定した後の転医始診
- 初診料(3,850円)が算定できない場合 等

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例2

テキスト14頁

A病院に救急搬送され、即日入院となった傷病労働者が、４日後容態の急変によりB病院へ転医し１０日間入院した場合
（いずれも初診料3,850円を算定する場合）



©2026 RIC All Rights Reserved

［療養の給付請求書］

テキスト14頁

A病院 初診 入院(4日間)

取 扱 料　2,200円
初 診 料　3,850円
救急医療管理加算(入院)
6,900円×４

容態急変 → 転医

［指定病院等(変更)届］

B病院 初診 入院(10日間)

取 扱 料　算定不可
初 診 料　3,850円
救急医療管理加算(入院)
6,900円×７

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト15頁

救急医療管理加算

入院外　１,２５０円
入　院　６,９００円（１日につき）

７日間を限度

ポイント

重複算定できないもの

健保点数表「救急医療管理加算」
「特定入院料」

健 康 保 険「保険外併用療養費
(初診時自己負担金)」

©2026 RIC All Rights Reserved

◆再診料

変更・再診料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト25頁

変更 **再 診 料**

１,４３０円

・一般病床２００床未満の医療機関

・一般病床２００床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科

一般病床２００床以上の医療機関（歯科、歯科口腔外科 を除く）
➡ **外来診療料** を算定

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト25頁

変更 **再 診 料**

１,４３０円

同一日　複数科再診

➡ ２つ目の診療科に限り、７２０円を算定

＊その他の再診料に係る取扱い（注８外来管理加算を除く）は健保準拠

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例４　テキスト26頁

労災保険の再診（Ａ科）と同一日に、
異なる診療科（B科）で健康保険の再診を
行った場合（労災保険が主病）

➡ 主たる傷病について再診料
もう１つの傷病について２科目の再診

労災保険　Ａ科　１,４３０円
健康保険　Ｂ科　　３９点

©2026 RIC All Rights Reserved

◆入院料

・入院基本料

・入院室料加算

変更・入院時食事療養費

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト40頁

入院基本料

入院の日から起算して２週間以内の期間
健保点数の１.３０倍

２週間を超える日以降の期間
健保点数の１.０１倍

ただし！ **初期加算等**は除く
（入院期間に応じて加算する点数）

ポイント① **特定入院料** ・・・ 対象外

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト40頁

診療報酬点数表　第１章　第２部　入院料等

第１節　入院基本料

１.３０倍
（１.０１倍）

入院基本料
基本点数

＋

各種加算
※初期加算等を除く

＋ 初期加算等 ＋

第２節
入院基本料等加算

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト57頁

入院室料加算

ア　重篤・絶対安静

イ　手術のため常時監視を要する

ウ　隔離の必要性

エ　普通室が満床
　かつ　緊急に入院療養を要する

入院日から７日限度

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト57頁

入院室料加算

ポイント　重複算定できないもの

第２節　入院基本料等加算のうち
「重症者等療養環境特別加算」
「療養環境加算」
「療養病棟療養環境加算」
「療養病棟療養環境改善加算」
「診療所療養病床療養環境加算」
「診療所療養病床療養環境改善加算」

第３節　特定入院料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト69頁

変更 **入院時食事療養費**

食事療養の費用額算定表の１.２倍
（１０円未満 四捨五入）

入院時食事療養（Ⅰ） １食につき

① ②以外の食事療養を行う場合	８８０円
② 流動食のみを提供する場合	８００円

・特別食加算（②を算定する患者以外） ９０円
・食堂加算 １日につき ６０円

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト69頁

変更 **入院時食事療養費**

食事療養の費用額算定表の１.２倍
（１０円未満 四捨五入）

入院時食事療養（Ⅱ） １食につき

① ②以外の食事療養を行う場合	７２０円
② 流動食のみを提供する場合	６６０円

©2026 RIC All Rights Reserved

◆医学管理等

◆画像診断

©2026 RIC All Rights Reserved

◆医学管理等

・再診時療養指導管理料
・石綿疾患療養管理料
・石綿疾患労災請求指導料
拡充 ・リハビリテーション情報提供加算
拡充 ・職場復帰支援・療養指導料
拡充 ・職業復帰訪問指導料
拡充 ・社会復帰支援指導料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト74・75頁

再診時療養指導管理料

９２０円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定
（食事、日常生活動作、機能回復訓練
メンタルヘルスに関する指導）

ポイント① 石綿疾患療養管理料
ポイント② 表に掲げる各管理料等

重複算定不可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト76頁

算定例2 同一月に次のように指導を行った場合
7/ 8 日常生活動作に関する指導，てんかん指導
7/15 機能回復訓練に関する指導
7/22 日常生活動作に関する指導
7/28 機能回復訓練に関する指導

再診時療養指導管理料
てんかん指導〔B001〕
⇒ **重複算定不可**

①てんかん指導料
２５０点×１２円(又は１１.５円)
＝３,０００円(又は２,８７５円)
②再診時療養指導管理料
９２０円×４回 ＝ ３,６８０円

①＜②より **②再診時療養指導管理料 を算定**

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト80頁

石綿疾患療養管理料
２２５点（月２回限り）

対 象

石綿関連疾患 〔肺がん／中皮腫／良性石綿胸水／びまん性胸膜肥厚 に限る。〕

要 件

診療計画に基づく受診、検査の指示 又は服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理を行った場合に算定

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト80頁

石綿疾患療養管理料
２２５点（月２回限り）

ポイント①

・初診料を算定できる日及び月でも算定可
・入院中の患者も算定可

ポイント②

重複算定できないもの
・「再診時療養指導管理料」
・テキスト７５頁の表に掲げる各管理料等

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト81頁

石綿疾患労災請求指導料
４５０点（１回限り）

要 件

◆ 石綿関連疾患の診断を実施
〔肺がん／中皮腫／良性石綿胸水／びまん性胸膜肥厚 に限る。〕
◆ 傷病労働者への石綿ばく露に関する職歴の問診を実施
◆ 業務上と疑われる場合に労災請求の勧奨を実施

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト81頁

石綿疾患労災請求指導料
４５０点（１回限り）

要 件

取扱料 ２,２００円 併算定可

◆「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第５号)
または
「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式第７号)
が提出された場合

＊業務上と認定された場合に支払われる

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト82頁

拡充 リハビリテーション情報提供加算
２００点

要 件

◆健保点数表の診療情報提供料(Ⅰ)が算定される場合であって、
「労災リハビリテーション実施計画書」を作成し、傷病労働者の同意を得て
転院の際に 添付した場合
〔**医師** または 医師の指揮管理のもと **理学療法士**、**作業療法士**若しくは**言語聴覚士**が作成

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

職場復帰支援・療養指導料

ア 精神疾患を主傷病とする場合
イ その他の疾患の場合

	精神疾患を主傷病	その他の疾患
初 回	９００点	６８０点
２回目	５６０点	４２０点
３回目	４５０点	３３０点
４回目	３３０点	２５０点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

職場復帰支援・療養指導料

ア　精神疾患を主傷病とする場合
イ　その他の疾患の場合

対 象

① 入院治療後、通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める傷病労働者

② 入院治療を伴わず、通院療養を２ヵ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める傷病労働者

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

拡充 職場復帰支援・療養指導料

ア　精神疾患を主傷病とする場合
イ　その他の疾患の場合

要 件

（ア）主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、「指導管理箋」を傷病労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合。さらに、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して「指導管理箋」を交付した場合には150点を加算できる。

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

職場復帰支援・療養指導料

ア　精神疾患を主傷病とする場合
イ　その他の疾患の場合

要 件

（イ）主治医が、傷病労働者の同意を得て所属事業場の産業医に対して文書をもって情報提供した場合

主治医が傷病労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

拡充 職場復帰支援・療養指導料

ア　精神疾患を主傷病とする場合
イ　その他の疾患の場合
（月１回限り　各々４回を限度）

要 件

（ウ）主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、傷病労働者の同意を得て、当該医療機関に赴いた傷病労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト89頁

職業復帰訪問指導料

精神疾患が主傷病　７７０点　（１日につき）
その他の疾患　５８０点　（１日につき）
入院中及び通院中３回限り ⇒ ６回限り

対 象

６ヵ月

入院が**１ヵ月**を超えると見込まれる者

または

入院治療を伴わず通院療養を**２ヵ月以上**継続している者であって、就労が可能と医師が認める者

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト89頁

拡充 職業復帰訪問指導料

精神疾患が主傷病　７７０点（１日につき）
その他の疾患　５８０点（１日につき）
入院中及び通院中３回限り（６回限り）

要 件

医師等　又は
（医師,看護職員,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,公認心理師,精神保健福祉士）

精神疾患が主傷病の場合

医師の指示を受けた ソーシャルワーカー が職場を訪問し、職場の事業主に対して職業復帰に必要な指導を行い、診療録に指導内容の要点を記載した場合

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト92頁

拡充 社会復帰支援指導料

１３０点（１回限り）

対 象

転医している場合は
医療機関につき１回限り算定可

３か月以上の療養 を行っている傷病労働者

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト92頁

拡充 社会復帰支援指導料

１３０点（１回限り）

要 件

◆治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活（就労を含む）上の注意事項等について、別紙様式６の指導項目に基づき医師が指導する

◆診療費請求内訳書の摘要欄に、「指導年月日」及び「治ゆが見込まれる時期」を記載

＊算定にあたっては、別紙様式６に必要事項を記載して診療録に添付すること。

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト92頁

拡充 社会復帰支援指導料

１３０点（１回限り）

要 件

◆高年齢被災労働者（60歳以上）に対して、別紙様式６の２の指導項目に基づき、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導

➡ １００点 加算

＊算定にあたっては、別紙様式６の２に必要事項を記載して診療録に添付すること。

©2026 RIC All Rights Reserved

◆画像診断

- コンピューター断層撮影料
- コンピューター断層診断の特例

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト94頁

コンピューター断層撮影料

ＣＴ・ＭＲＩを
同一月に２回以上行った場合

２回目以降の１００分の８０に相当する点数による算定は適用されない

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト94頁

算定例３

同一月　１回目　ＣＴ撮影　ハ
　　２回目　ＭＲＩ撮影　２

	労災	健保
撮影料		
１回目　ＣＴ	**９００点**	９００点
２回目 ＭＲＩ	**１,３３０点**	１,０６４点
診断料	**４５０点**	４５０点
合　計	**２,６８０点**	２,４１４点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト95頁

コンピューター断層診断の特例

２２５点

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合

➡ 再診時についても、月１回に限り算定可

※ 他院へ画像撮影を依頼し撮影されたフィルムについて自院または他院で「E203 コンピューター断層診断」を算定できる場合は、当該特例は算定できません。

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト95頁

算定例２

転医後、
初診時に他医療機関(A)で撮影したフィルムについて診断し、再診時に他医療機関(B)で撮影したフィルムの診断を行った場合のコンピューター断層診断について（同一月）

	労災	健保
【初診時】 コンピューター断層診断	４５０点	４５０点
【再診時】 コンピューター断層診断	特例 ２２５点	——

©2026 RIC All Rights Reserved

◆ 処 置 料

・外来管理加算の特例

・四肢加算

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト29頁

外来管理加算の特例

健保では外来管理加算を算定できない処置等を行った場合

➡ その点数が、外来管理加算の５２点に満たない場合、外来管理加算を算定

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト29頁

外来管理加算の特例

A点 ＜ B点 ＜ 52点 ＜ C点

A点＋52点	52点	C点
外来管理加算 算定可	52点に読み替え	外来管理加算 算定不可

外来管理加算特例　読み替え
A点 ＋ 52点 ＋ 52点 ＋ C点

©2026 RIC All Rights Reserved

例題　再診時に次の処置、検査を行った場合
（腰　部）消炎鎮痛等処置(器具)
（右　目）眼処置
細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

労災

眼処置 25点 ＜ 器具 35点 ＜ 細隙灯顕微鏡検査 48点 ＜ 52点

外来管理加算算定

５２点に読み替え

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に次の処置、検査を行った場合
（腰　部）消炎鎮痛等処置(器具)
（右　目）眼処置
細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

	労災	健保
消炎鎮痛等処置(器具)	[読替]５２点	３５点
細隙灯顕微鏡検査	[読替]５２点	４８点
眼処置	２５点	２５点
外来管理加算	(特)５２点	算定不可
合　計	１８１点	１０８点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト30頁

外来管理加算の特例

ポイント

四肢以外に行った創傷処置(100㎠未満)

➡ ４５点として算定し、
外来管理加算の特例の取扱いの
対象とすることができる。

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト30頁

再診時に次の処置を行った場合
（前額部）創傷処置　１０㎠

	労災	健保
創傷処置１	４５点	５２点
外来管理加算	(特)５２点	算定不可
合　計	９７点	５２点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト98頁

四肢加算　（１点未満の端数切り上げ）

1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

2.0倍

手及び手の指(手関節含む)

（一般処置）
- 創傷処置
- 下肢創傷処置
- 熱傷処置
- 絆創膏固定術
- 鎖骨又は肋骨骨折固定術
- 重度褥瘡処置
- 爪甲除去(麻酔を要しないもの)
- 穿刺排膿後薬液注入
- ドレーン法(ドレナージ)

（皮膚科処置）
- 皮膚科軟膏処置
- 皮膚科光線療法

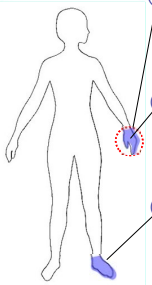
（整形外科的処置）
- 関節穿刺
- 粘(滑)液嚢穿刺注入
- ガングリオン穿刺術
- ガングリオン圧砕法
- 鋼線等による直達牽引（２日目以降）
- 介達牽引
- 矯正固定
- 変形機械矯正術
- 消炎鎮痛等処置
 - 手技による療法
 - 器具による療法
 - 湿布処置
- 低出力レーザー照射

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

①左手背にドレーン法(その他のもの)
②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
③左足

四肢加算が適用される場合の
外来管理加算の特例は?



四肢加算
２５点 × ２.０ ＝ ５０点

② 消炎鎮痛等処置(器具) ➡1.5倍
四肢加算
３５点 × １.５ ＝ ５３点

③ 消炎鎮痛等処置(器具) ➡1.5倍
四肢加算
３５点 × １.５ ＝ ５３点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト100頁

四肢加算

四肢加算が適用される場合の
外来管理加算の特例は？

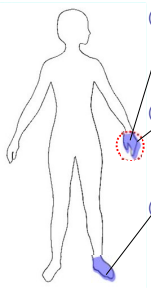


ポイント②
四肢加算後の特例点数が基準

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

①左手背にドレーン法(その他のもの)
②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
③左足背に消炎鎮痛等処置(器具)



① ドレーン法(その他)　外来管理加算特例
四肢加算
25点× 2.0 ＝ 50点 ＜52点 ○

② 消炎鎮痛等処置(器具)
四肢加算
35点× 1.5 ＝ 53点 ＞52点 ×

③ 消炎鎮痛等処置(器具)
四肢加算
35点× 1.5 ＝ 53点 ＞52点 ×

©2026 RIC All Rights Reserved

四肢加算

テキスト101頁

ポイント③

健保において処置面積を合算して算定する
「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」
四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定



同倍率
面積合算



異なる倍率
倍率ごとに算定

©2026 RIC All Rights Reserved

四肢加算

テキスト101頁

ポイント③

健保において処置面積を合算して算定する
「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」
四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定



四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって行う場合は？

面積を合算し、該当する区分の所定点数に対し最も高い倍率で算定

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に創傷処置を前額部に３０㎠、左前腕から左手部に連続して１５０㎠行った場合
（同一

前額部の創傷処置を４５点として算定し、外来管理加算の特例を算定できるか？



1.0倍
2.0倍
倍率ごとに算定

前額部　３２点
左前腕 ～ 手 部
四肢加算
６０点 × 2.0 ＝ １２０点
１７２点

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に創傷処置を前額部に３０㎠、左前腕から左手部に連続して１５０㎠行った場合
（同

外来管理加算特例は
四肢加算の倍率ごとに算定し
合算した点数を基準に判断



1.0倍
2.0倍
倍率ごとに算定

前額部　３２点
左前腕 ～ 手 部
四肢加算
６０点 × 2.0 ＝ １２０点
１７２点

外来管理加算特例 ➡ ×

©2026 RIC All Rights Reserved

- リハビリテーション料
- 処置及び
 リハビリテーションの特例

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト119頁

疾患別リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	２５０点	205点
	b 作業療法士による場合	２５０点	205点
	c 医師による場合	２５０点	205点
	d 看護師による場合	２５０点	205点
	e 集団療法による場合	２５０点	205点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	１２５点	125点
	b 作業療法士による場合	１２５点	125点
	c 医師による場合	１２５点	125点
	d 看護師による場合	１２５点	125点
	e 集団療法による場合	１２５点	125点

©2026 RIC All Rights Reserved

脳血管疾患等リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	２５０点	245点
	b 作業療法士による場合	２５０点	245点
	c 言語聴覚士による場合	２５０点	245点
	d 医師による場合	２５０点	245点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	２００点	200点
	b 作業療法士による場合	２００点	200点
	c 言語聴覚士による場合	２００点	200点
	d 医師による場合	２００点	200点
（Ⅲ）	a 理学療法士による場合	１００点	100点
	b 作業療法士による場合	１００点	100点
	c 言語聴覚士による場合	１００点	100点
	d 医師による場合	１００点	100点
	e aからdまで以外の場合	１００点	100点

©2026 RIC All Rights Reserved

廃用症候群リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	２５０点	180点
	b 作業療法士による場合	２５０点	180点
	c 言語聴覚士による場合	２５０点	180点
	d 医師による場合	２５０点	180点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	２００点	146点
	b 作業療法士による場合	２００点	146点
	c 言語聴覚士による場合	２００点	146点
	d 医師による場合	２００点	146点
（Ⅲ）	a 理学療法士による場合	１００点	77点
	b 作業療法士による場合	１００点	77点
	c 言語聴覚士による場合	１００点	77点
	d 医師による場合	１００点	77点
	e aからdまで以外の場合	１００点	77点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト120頁

運動器リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	１９０点	185点
	b 作業療法士による場合	１９０点	185点
	c 医師による場合	１９０点	185点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	１８０点	170点
	b 作業療法士による場合	１８０点	170点
	c 医師による場合	１８０点	170点
（Ⅲ）	a 理学療法士による場合	８５点	85点
	b 作業療法士による場合	８５点	85点
	c 医師による場合	８５点	85点
	d aからcまで以外の場合	８５点	85点

©2026 RIC All Rights Reserved

呼吸器リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	１８０点	175点
	b 作業療法士による場合	１８０点	175点
	c 言語聴覚士による場合	１８０点	175点
	d 医師による場合	１８０点	175点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	８５点	85点
	b 作業療法士による場合	８５点	85点
	c 言語聴覚士による場合	８５点	85点
	d 医師による場合	８５点	85点

早期リハビリテーション加算、初期加算、
急性期リハビリテーション加算、
休日リハビリテーション加算、
離床を伴わずリハビリテーションを行った場合
・・・ 算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト120頁

ＡＤＬ加算

３０点（１単位につき）

入院中の傷病労働者に対し、
訓練室以外の病棟等において 早期歩行、ＡＤＬの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(Ⅰ)（運動器においては(Ⅱ)を含む）を行った場合

又は

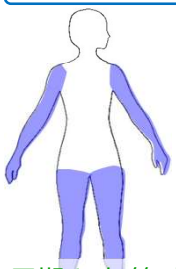
医療機関外において 疾患別リハビリテーション(Ⅰ)（運動器においては(Ⅱ)を含まない）を算定できる訓練に関するリハビリテーションを行った場合

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト122頁

四肢加算　１．５倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む



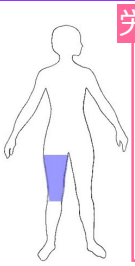
疾患別リハビリテーション料

- 心大血管疾患リハビリテーション料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料
- 廃用症候群　リハビリテーション料
- 運　動　器　リハビリテーション料
- 呼　吸　器　リハビリテーション料

早期リハ加算・初期加算・ADL加算
急性期リハ加算・休日リハ加算
… 四肢加算対象外

©2026 RIC All Rights Reserved

例題　大腿骨頸部骨折で入院4日目の患者に対し、運動器リハビリテーション(Ⅰ)、早期リハビリテーション加算、ＡＤＬ加算をそれぞれ１単位算定する場合



	労災	健保
運動器リハ(Ⅰ)		
四肢加算		
190点 ×1.5＝	285点	185点
早期リハ加算	25点	25点
ＡＤＬ加算	30点	―
合　計	340点	210点

早期リハ加算・ADL加算…四肢加算不可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト126頁

標準的算定日数に係る取扱い

必要性及び効果が認められる場合は、
標準的算定日数を超えて算定できる。
標準的算定日数を超えた場合の
「単位数上限」は適用しない。

「単位数上限」(１月13単位) を超える場合 は
・レセプト摘要欄に医学的所見等を記載
又は
・「労災リハビリテーション評価計画書」添付

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト127頁

処置の特例

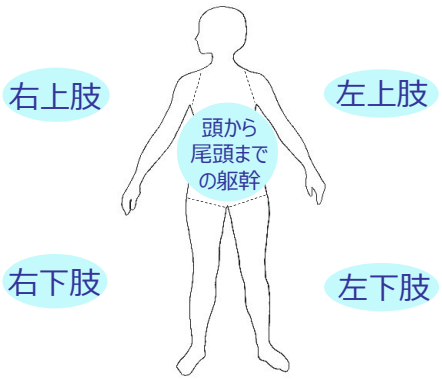
介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術
手技による療法、器具等による療法
腰部又は胸部固定帯固定
低出力レーザー照射

負　傷	疾　病
1日につき 受傷部位ごとに ３部位限度	1日につき ３局所限度

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト127頁

局所について



©2026 RIC All Rights Reserved

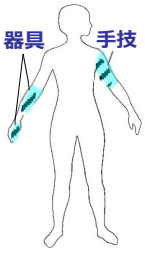
テキスト128頁

算定例２

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

労災

① 負傷の場合



受傷部位ごとに３部位を限度

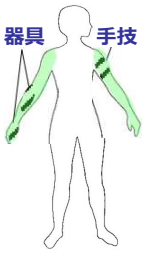
	四肢加算	
右手背	35点 × 1.5	＝ 53点
右前腕	35点 × 1.5	＝ 53点
左上腕	35点 × 1.5	＝ 53点
		１５９点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２　テキスト128頁

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

労災　② 疾病の場合　３局所を限度



右手背
右前腕　四肢加算
35点 × 1.5 ＝ 53点
左上腕　35点 × 1.5 ＝ 53点

１０６点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト134頁

リハビリテーション及び処置の併施

湿布処置等と介達牽引・手技・器具等の併施
異なる部位（局所）に行った場合に限る

湿布処置 等
四肢加算の倍率ごとに算定合算
＋
介達牽引・手技・器具 等
合計２部位（局所）まで

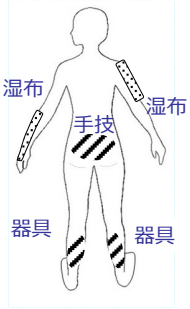
又は

介達牽引・手技・器具 等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１　テキスト135頁

右上腕と左手部～左前腕に湿布処置
右下腿と左下腿に消炎鎮痛等処置(器具)
腰部に消炎鎮痛等処置(手技)



湿布処置 等
四肢加算の倍率ごとに算定合算
＋
介達牽引・手技・器具 等
合計２部位（局所）まで

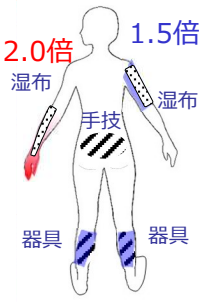
又は

介達牽引・手技・器具 等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１　テキスト135頁

右上腕と左手部～左前腕に湿布処置
右下腿と左下腿に消炎鎮痛等処置(器具)
腰部に消炎鎮痛等処置(手技)



湿布処置 等
四肢加算倍率ごとに算定合算
＋
介達牽引・手技・器具 等
合計２部位（局所）まで

【湿布】　四肢加算　四肢加算
35点 × 1.5 ＋ 35点 × 2.0

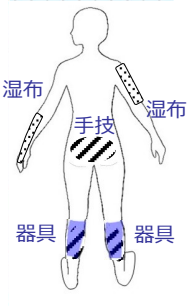
【介達・手技・器具等】　四肢加算　外来管理加算 特例
35点 × 1.5 ＋ 35点 ＋52点

263点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１　テキスト135頁

右上腕と左手部～左前腕に湿布処置
右下腿と左下腿に消炎鎮痛等処置(器具)
腰部に消炎鎮痛等処置(手技)



介達牽引・手技・器具等
合計３部位（局所）まで

【介達・手技・器具等】　四肢加算　外来管理加算 特例
35点 × 1.5 ×2＋35点＋52点

＝193点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例１　テキスト135頁

右上腕と左手部～左前腕に湿布処置
右下腿と左下腿に消炎鎮痛等処置(器具)
腰部に消炎鎮痛等処置(手技)

【湿布】　*湿布を算定する場合*　四肢加算　四肢加算
35点×1.5 ＋ 35点×2.0

【介達・手技・器具等(2部位まで)】　四肢加算　外来管理加算特例
35点×1.5 ＋ 35点 ＋ 52点

263点

【介達・手技・器具等(3部位まで)】　*湿布を算定しない場合*　四肢加算　外来管理加算特例
35点×1.5×2 ＋35点 ＋52点 ＝ **193点**

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト136頁

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと介達牽引・手技・器具等の併施

介達牽引・手技・器具等は異なる部位（局所）に行った場合に限る

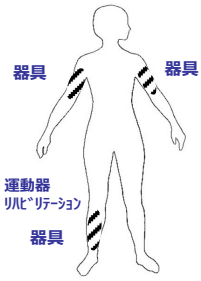
リハビリテーション
＋
介達牽引・手技・器具 等
いずれか１部位（局所）

又は

介達牽引・手技・器具 等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２ 右下腿 運動器リハ（Ⅰ）１単位 テキスト137頁
消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
右上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
左上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)



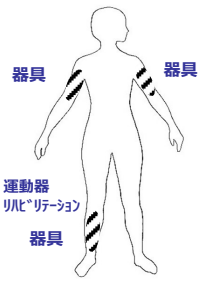
リハビリテーション
＋
介達牽引・手技・器具等
いずれか１部位（局所）

又は

介達牽引・手技・器具等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２ 右下腿 運動器リハ（Ⅰ）１単位 テキスト137頁
消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
右上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
左上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)

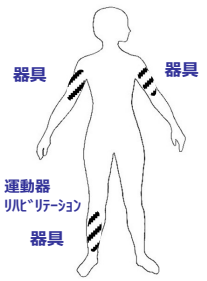


リハビリテーション
＋
介達牽引・手技・器具等
いずれか１部位（局所）

【リハビリ】 四肢加算
190点 × 1.5
【介達・手技・器具等】 四肢加算
35点 × 1.5
338点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２ 右下腿 運動器リハ（Ⅰ）１単位 テキスト137頁
消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
右上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
左上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)



介達牽引・手技・器具等
合計３部位（局所）まで

【介達・手技・器具等】
四肢加算
35点×1.5× 3 ＝159点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２ 右下腿 運動器リハ（Ⅰ）１単位 テキスト137頁
消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
右上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)
左上腕 消炎鎮痛等処置(器具等による療法)

リハビリを算定する場合
【リハビリ】 四肢加算
190点 × 1.5
【介達・手技・器具等(1部位)】 四肢加算
35点 × 1.5
338点

リハビリを算定しない場合
【介達・手技・器具等(3部位まで)】
四肢加算
35点 × 1.5 × 3 = **159点**

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト138頁

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと湿布処置等の併施

リハビリテーション ＋ 湿布処置 等
（いずれか１部位）

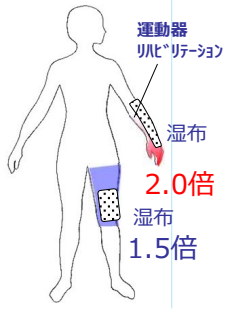
同一部位 算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト138頁

算定例３

左手部～左前腕　運動器リハ（Ⅲ）１単位
左手部～左前腕　湿布処置
左大腿　湿布処置



リハビリテーション
＋
湿布処置 等
（いずれか１部位）

【リハビリ】　四肢加算
85点 × 1.5

【湿布】　四肢加算
35点 × 2.0

198点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト139頁

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリ、湿布処置等と介達牽引・手技・器具等の併施

湿布処置等と介達牽引・手技・器具等は異なる部位(局所)に行った場合に限る

リハビリテーション
＋
湿布処置 等
いずれか１部位
＋
介達牽引・手技・器具 等
いずれか１部位（局所）

湿布処置 等
四肢加算の倍率ごとに算定合算
＋
介達牽引・手技・器具 等
合計２部位（局所）まで

又は

介達牽引・手技・器具 等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

手術料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト150・151頁

四肢加算

1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

2.0倍

手及び手の指（手関節含む）

創傷処理
皮膚切開術
デブリードマン
筋骨格系・四肢・体幹の手術
神経の手術
血管の手術

ポイント①
形成の手術は対象外！

手の指に係る
- 創傷処理(達しないもの)
- 骨折非観血的整復術

労災独自の点数で算定のため対象外！

©2026 RIC All Rights Reserved

例題　K000 創傷処理(達しないもの)4cm を行った場合
①右足背　②右手背　③顔面



	労災	健保
① 右足背	530点×1.5（四肢加算）＝ 795点	530点
② 右手背	530点×2.0（四肢加算）＝ 1,060点	530点
③ 顔面	530点	530点

©2026 RIC All Rights Reserved

例題　手背に真皮縫合を伴う K000 創傷処理(達しないもの)4cmと デブリードマンを行った場合



真皮縫合とデブリードマンを行った場合、四肢加算は？

手技料の注加算・・・四肢加算可

（創傷処理４ 530点 ＋ 真皮縫合加算 460点 ＋ デブリードマン加算 100点）× 四肢加算 2.0
＝ 2,180点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト152頁・153頁

四肢加算

ポイント

四肢加算の対象ではないもの

通則の加算

通則１２（時間外等の加算）は四肢加算の対象！

医療機器等加算

特定保険医療材料料

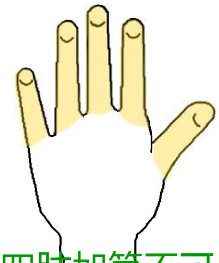
薬剤料・輸血料・麻酔料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト164頁

手の指に係る創傷処理

筋肉・臓器に達しないもの



労災独自の点数	
指１本	１，０６０点
指２本	１，５９０点
指３本	２，１２０点
指４本	２，６５０点
指５本	２，６５０点

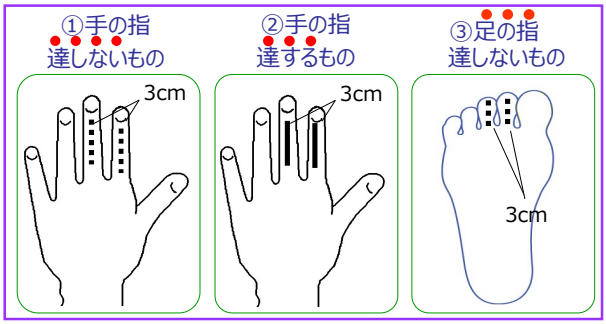
四肢加算不可！

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト165頁

第２指、第３指の挫創に対し、次のように創傷処理とデブリードマンを行った場合



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト165頁

① 手の第２指、第３指の挫創に対し創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)３cm、デブリードマンを各々行った場合

① 達しないもの ➡ 労災独自の点数



創傷処理(達しないもの)指２本　1,590点

デブリードマン加算　100点　×　四肢加算 2.0　＝ 200点

合　計　1,790点

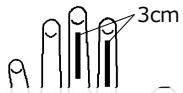
©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト165頁

② 手の第２指、第３指の挫創に対し創傷処理(筋肉・臓器に達するもの)３cm、デブリードマンを各々行った場合

② 達するもの ➡ 健保点数の２．０倍（四肢加算）



創傷処理２　デブリードマン加算　四肢加算

（ 1,880点 ＋ 100点 ）× 2.0

＝ 3,960点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト165頁

③ 足の第２趾、第３趾の挫創に対し創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)３cm、デブリードマンを各々行った場合

③ 足の指（達しないもの） ➡ 健保点数の１．５倍（四肢加算）



創傷処理5　デブリードマン加算　四肢加算

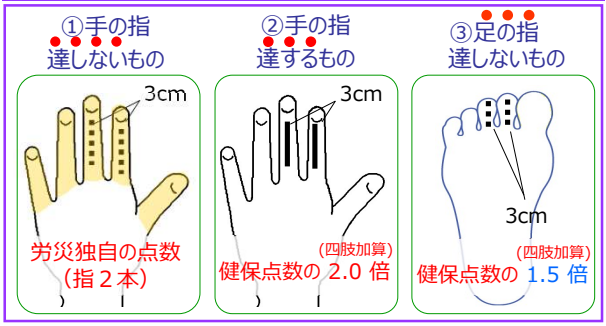
（ 950点 ＋ 100点 ）× 1.5

＝ 1,575点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２　テキスト165頁

第２指、第３指の挫創に対し、次のように
創傷処理とデブリードマンを行った場合



©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト165頁

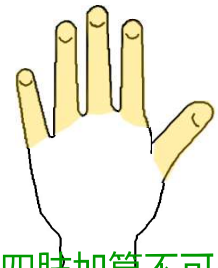
レセプト記入例（算定例２①）

	摘　　要	
50	*創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの） （指２本）（左手第２指・第３指）	1,590×1
	*デブリードマン加算 （100×2.0）	200×1
	（手術日〇〇年〇〇月〇〇日）	

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト166頁

手の指に係る骨折非観血的整復術



四肢加算不可！

労災独自の点数	
指１本	２,８８０点
指２本	４,３２０点
指３本	５,７６０点
指４本	７,２００点
指５本	７,２００点

©2026 RIC All Rights Reserved

創傷処理と骨折非観血的整復術

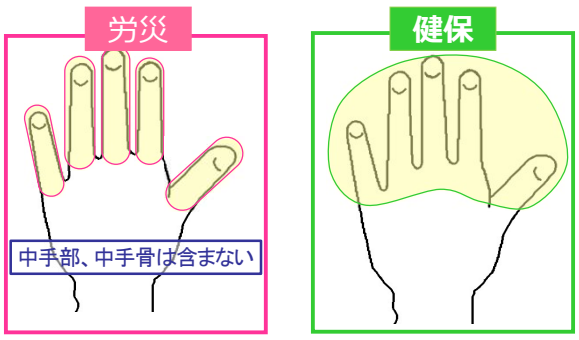
	手の指に係る	**四肢**に係る（手の指以外）
骨折非観血的整復術 **創傷処理（達しないもの）**	労災独自の点数	**健保点数に四肢加算**
創傷処理（達するもの）	**健保点数に四肢加算**	

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト167頁

創傷処理（達しないもの）　骨折非観血的整復術

手の指に係る同一手術野の範囲



©2026 RIC All Rights Reserved

算定例７　テキスト172頁

左手指に次の手術を行った場合
第１指　K044 骨折非観血的整復術
第２指　K000 創傷処理(達しないもの) 3 ㎝

労災



骨折非観血的整復術
（指1本）　2,880点
創傷処理(達しないもの)
（指1本）　1,060点
合　計　**3,940点**

健保



1,440点
~~530点~~
合 計 1,440点

©2026 RIC All Rights Reserved

例題　左手指に次の手術を行った場合
第１指　K044 骨折非観血的整復術
第２指　K000 創傷処理(達するもの) ３cm

労災

通則14(４)-エ



骨折非観血的整復術(指１本)　2,880点
~~創傷処理1(達するもの)~~　四肢加算
~~1,400点　×　2.0　=　2,800点~~
合　計　2,880点

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例８　左足指に次の手術を行った場合　テキスト173頁
第１趾　K044 骨折非観血的整復術
第２趾　K000 創傷処理(達しないもの) ３cm

労災



通則14 (4)-イ
骨折非観血的整復術　四肢加算
1,440点　×　1.5　=2,160点
創傷処理(達しない)　四肢加算
~~530点　×　1.5　=　795点~~
合　計　**2,160点**

健保



通則14 (4)-イ
1,440点
~~530点~~
合計 1,440点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト189･190頁

手指の機能回復指導加算

手関節以下



１９０点（１回限り）
創傷処理
皮膚切開術
デブリードマン
筋骨格系･四肢･体幹の手術

ポイント①
時間外等の加算
四肢加算
･･･算定不可

神経の手術
血管の手術
形成の手術
･･･対象外！

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト194頁

術中透視装置使用加算

２２０点

	対象部位	対象手術
ア	大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨、手根骨、中手骨、手の種子骨、指骨、足根骨、膝蓋骨、足趾骨、中足骨、鎖骨	骨折観血的手術 骨折経皮的鋼線刺入固定術 骨折非観血的整復術 関節脱臼非観血的整復術 関節内骨折観血的手術
イ	脊椎	経皮的椎体形成術 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト194頁

術中透視装置使用加算

２２０点

	対象部位	対象手術
ウ	骨盤	骨盤骨折非観血的整復術 腸骨翼骨折観血的手術 寛骨臼骨折観血的手術 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く)

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト195頁

術中透視装置使用加算

２２０点

ポイント①　四肢加算　**算定不可**
ポイント②

① 手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨（以下「手」という）又は 足根骨、足趾骨及び中足骨（以下「足」という）について、複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合、併せて1回の算定

② 右手、左手 又は 右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手 又は足に使用した場合、それぞれ1回まで算定

©2026 RIC All Rights Reserved

◆その他の特例

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト198～201頁

初診時ブラッシング料

９１点

同一傷病につき１回(初診時)

ポイント

① 四肢加算　算定不可
② 時間外加算　算定可
③ デブリードマン
(デブリードマン加算含む)
重複算定不可

初診時ブラッシング料を含む処置、手術の点数の合計が150点以上の場合に限る！

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

初診時に左手第２指中節骨に
K046骨折観血的手術とブラッシング、
機能回復指導を行った場合

骨折観血的手術11 11,370点 × 2.0（四肢加算） =	22,740点
初診時ブラッシング料	91点
機能回復指導加算	190点
合　計	23,021点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト205頁

固定用伸縮性包帯

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

医師の診察に基づき、処置及び手術において、頭部･頸部･躯幹･ 四肢に使用を必要と認めた場合

ポイント

①患部の固定のために使用した場合

湿布･ガーゼ等がずれないように巻いた場合は 算定不可！

②医師が必要と判断した場合
頸椎固定用シーネ等と併せて算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト206頁

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯
膝･足関節の創部固定帯

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

医師の診察に基づき、使用が必要と認められる場合に算定可

ポイント

① 頸椎固定用シーネの費用と「腰部、胸部又は頸部固定帯加算」は 重複算定不可
② 医師が必要と判断した場合
固定用伸縮性包帯と併せて 算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト206頁

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯
膝･足関節の創部固定帯

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

健保点数表の
腰部、胸部又は頸部固定帯加算(170点) が
算定できる場合
◇ 実費相当額 ＞ 170点　⇒ 実費相当額を算定
◇ 実費相当額 ＜ 170点　⇒ 170点を算定

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯、膝･足関節の創部固定帯も、同様の取扱い

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例

テキスト206頁

腰部に対し腰部固定帯(購入価格3,500円)を使用し、患部の固定を行った場合

腰部固定帯固定	３５点
腰部固定帯 購入価格 ３,５００円 ÷ 10円 ＝	３５０点
合　計	３８５点

©2026 RIC All Rights Reserved

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯 膝・足関節の創部固定帯

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

主な対象商品 ・・・ 市販されているもの

頸椎固定用シーネ
- ●Soft collar（頸椎カラー・ポリネック） 等

鎖骨固定帯
- ●クラビクルバンド 等

膝・足関節の固定帯
- ●アンローダーワン・ニーブレース
- ●アンクルサポート・エバーステップ・アンクルクロス 等

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト207頁

皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

通院療養中の傷病労働者に対し、皮膚瘻等に係る自宅療養用の滅菌ガーゼ（絆創膏を含む）を支給した場合

対象者 ①及び②を満たす者

① せき髄損傷等による重度の障害者のうち
- ・尿路変更等による皮膚瘻を形成しているもの
- ・尿路へカテーテルを留置しているもの
- ・これらに類する創部を有するもの

② 頻繁にガーゼ交換を必要とするため、医師が投与の必要を認めたもの

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト207頁

皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

ポイント

診療担当医から直接処方・投与を受けたものに限る。

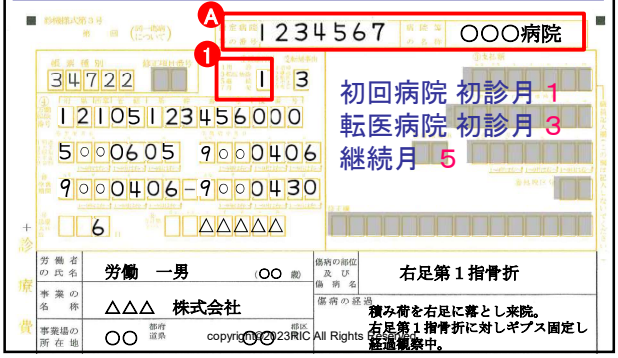
診療担当医の指示によるものであっても市販のガーゼを傷病労働者が自ら購入するものは対象外！

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト２１２頁

記 入 要 領

診療費請求内訳書（レセプト）



テキスト２１２頁

記 入 要 領

診療費請求内訳書（レセプト）

